

阿南工業高等専門学校技術部組織規則

(平成20年11月 1 日)

(規 則 第 1 1 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条及び阿南工業高等専門学校学則第11条の規定に基づき、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）の技術部組織及び所掌業務の範囲を定めることを目的とする。

第 2 章 技術部組織

(グループ)

第 2 条 技術部に次のグループ（以下「グループ」という。）を置く。

- (1) 技術第一グループ（安全・環境）
- (2) 技術第二グループ（広報・情報）
- (3) 技術第三グループ（研修・改善）

(技術部長)

第 3 条 技術部に技術部長を置く。

- 2 技術部長は、創造技術工学科長をもって充てる。
- 3 技術部長は、校長の命を受け、所属職員を指揮監督し、技術部の業務を掌理する。

(技術長)

第 4 条 技術部に技術長を置く。

- 2 技術長は、技術職員をもって充てる。
- 3 技術長は、上司の命を受け、所属職員及び各グループの業務を統括し技術部の業務を処理する。

(副技術長)

第 5 条 技術部に副技術長を置くことができる。

- 2 副技術長は、技術職員をもって充てる。
- 3 副技術長は、上司の命を受け、技術長を補佐するとともに、特に技術部の専門的事項にかかる業務を処理する。

(工場長)

第 6 条 技術部に工場長を置くことができる。

- 2 工場長は、技術職員をもって充て、技術長又は副技術長の兼務とする。
- 3 工場長は、実験実習工場の管理運営に係る業務を処理する。

(技術専門員)

第 7 条 技術部に技術専門員を置くことができる。

- 2 技術専門員は、技術職員をもって充てる。
- 3 技術専門員は、上司の命を受け、極めて高度な専門的な技術をもって、技術部に係る業務に従事する。

(技術専門職員)

第8条 技術部に技術専門職員を置く。

2 技術専門職員は、技術職員をもって充てる。

3 技術専門職員は、上司の命を受け、高度な専門的な技術をもって、技術部に係る業務に従事する。

(グループリーダー)

第9条 技術部各グループにグループリーダーを置く。

2 グループリーダーは、技術職員をもって充てる。

3 グループリーダーは、上司の命を受け、当該グループの業務を処理する。

(グループ員)

第10条 技術部各グループにグループ員を置く。

2 グループ員は、技術職員をもって充てる。

3 グループ員は、上司の命を受け、業務に従事する。

第3章 所掌業務

(所掌業務)

第11条 技術部は、第2条に定めるグループごとに、次の業務を処理する。

(1) 学生の実験・実習及び卒業研究等の技術指導に関すること。

(2) 教育研究支援のための技術開発及び技術業務に関すること。

(3) 教育研究用機械器具の整備に関すること。

(4) 実験実習工場の管理運営及び技術業務に関すること。

(5) 総合情報処理室及び地域連携・テクノセンターの技術支援に関すること。

(6) 共同研究等の技術業務に関すること。

(7) 技術の継承及び保存に関すること。

(8) 技術職員の技術研修に関すること。

(9) 地域貢献業務（公開講座・出前授業・広報活動）の技術指導・教育支援に関すること。

(10) 技術部運営委員会の運営及び委員会の決定事項に関すること。

(11) その他技術部の業務に関すること。

2 技術部は、必要に応じてグループの枠を超えた横断的な組織により業務を処理することができるものとし、必要な事項は別に定める。

第4章 雑則

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。